

とちぎ社労士 No.103



平成23年10月6日当県日光市にて関東甲信越地域協議会が開催されました

- ★関東甲信越地域協議会
秋季定例会議開催される
- ★県会執行部と新入会員との
座談会報告
- ★新支部長、新委員長からの一言
- ★会員からの投稿特集
- ★雇用保険制度の改正について
- ★最低賃金の改正について
- ★研修会のお知らせ
- ★新入会員ご紹介
- ★事務局だより
- ★編集後記



関東甲信越地域協議会秋季定例会議



平成23年度関東甲信越地域協議会秋季定例会議が、5年ぶりに平成23年10月6日(木)日光千姫物語に於いて開催されました。本来春に開催予定でしたが東日本大震災の影響により延期となつたため秋の開催となりました。今回開催するに当たり、総務委員として事前準備に参加する機会があり当番県のご苦労がよく分かりました。

今年度の役員改正に伴い、総務委員長である私が協議会の司会を仰せつかりました。前回開催された議事録を参考にして本番に臨みましたが、途中予期せぬ事態があり少しあせりましたが、何とか無事に役目を果たすことができました。

協議会の内容としましては、年金マスター研修、会費滞納対策について各会共通の悩みを抱えている様子が伺えました。又東京会で災害対策規定について提案がありましたが、栃木会でも検討する予定があるので参考にしたいと考えています。

2日目は、晴天に恵まれ懇親ゴルフ大会と二社一寺観光に分かれ、それぞれ楽しく栃木路を堪能して帰られたと思います。役員の皆さん大変お疲れ様でした。

総務委員長 永島要吉



新入会員座談会

平成23年9月2日(金)午前11時より午後3時30分まで社労士会館において登録。開業3年未満会員と県会執行部との座談会及び基礎実務研修会が開催されました。

今年は9名の会員の方にご出席いただきまして、前半は出席者の自己紹介や意見交換が行われ、後半は会長から「土業としての心構え」のお話や、須藤事業委員長から「労基法の基本」についての研修がありました。

今回座談会に出席した会員の中から、4名の方に感想をいただきました。

平成23年度県会執行部との座談会及び基礎実務研修会

県央支部 大 関 有 希

平成21年4月に開業登録をしましたので、座談会の参加は、2回目になります。まだ開業したばかりで実務経験が乏しいので、県会執行部の方々を始め、会員皆さんの社労士業務の経験や事務所の運営のあり方などを聞きたいと思い、参加を決めました。参加者の人数が去年の半数ぐらいだったので、とてもアットホームな座談会となりました。一人一人意見交換をすることができ、一人一人の意見を執行部の役員の方が丁寧に答えてくれました。基礎実務研修も、皆さんで意見交換をしながら進みまして、条文と実務の違いや、実務の進め方など、普段は聞けないような話まで、いろいろ聞くことができ、とても有意義な時間を過ごす事ができました。

実務研修の内容も社会保険労務士の心構えや、お客様との接し方など、社会保険労務士としての仕事の基本となることを教えて頂き、本当に勉強になりました。2部目の労働基準法の基本では、労働基準法のポイントと実務の経験談を聞くことができ、手続きの方法など、実務的な内容がよく分かりました。

今回の座談会で社会保険労務士として仕事をするにあたって、一番基本であり重要な事を教えて頂き、誠に感謝しております。県会執行部の皆さん、お忙しい中このような交流の場を作つて頂き、本当に有難うございました。

座談会に出席して

県央支部 渡 辺 良 男

今回、座談会および基礎実務研修会に参加させて頂きました。8月1日に登録し、開業したばかりの未熟者です。早く県会に馴染み、諸先輩の皆様と交流させて頂き、ご指導を仰ぎたいという思いで、楽しみにして参加しました。

藤沼会長からは、社労士としての仕事の意義や心構え、倫理についてのご指導を頂き、身が引き締まる思いです。また、須藤事業委員長の講義では、教科書に載っていないことや、実際の現場での経験の大切さを教えて頂きました。諸先輩の皆様から経験談をお聞きすることや、実務に則した指導を頂くことの大切さを改めて認識致しました。次回の研修（研修後の交歓会？）が楽しみです。

そして、なによりありがたいと思ったのは、藤沼会長はじめ執行部の諸先生方が、経験の浅い私たちの事を本当にご心配していただいて、この会を企画してくださったという温かいお気持ちを随所に感じることができた事です。今後の社労士としての活動に少なからぬ不安を持ち、ややもすれば孤立感に苛まれてしまう自分を、おおいに奮い立たせることができましたことを大変感謝しています。このような有意義な会を開催していただきまして、本当にありがとうございました。今後とも宜しくお願ひ致します。

県会執行部との座談会に参加して

県南支部 腰 高 由美子

私は平成21年10月に開業社労士として登録をさせていただき、座談会は2度目の参加となりました。

先輩方々の貴重な体験談や新入会員の方々のお話を伺うことができ、とても有意義な時間を頂くことができました。そして、先輩方々の社労士に対する思いを伺い、改めて自分自身を振り返る時間となり、勉強不足であることを痛感いたしました。事務所を経営するのも重要なのですが、「社会保険労務士」という資格を持つ人間として恥ずかしくない人間にならなければならぬと改めて思いました。文章にすると語弊があるかもしれません、人を相手にする仕事であるので、「嘘」はついてはいけないということを何度もおっしゃられていた気がします。先輩の方々から頂いた言葉をしっかりと受け止め、今後の社労士としての仕事に生かして行こうと思います。このような会をはじめ、多くの研修を企画していただき、新入会員で不安だらけであっても、心強い先輩方とお会いすることができる時間を設けていただき感謝しております。

座談会に参加して

県南支部 福 島 健 寿

9月1日に社労士として登録し、その翌日に座談会に参加できるという幸運に恵まれました。

開業したといっても、行動を起こさなければ何も変化は起きません。どのような活動をしたらよいかと、登録前から思案していた私にとって、現場でたくさんの経験を積まれた先輩から、お話を伺えたことは貴重な体験となりました。

その中で、得意分野を生かし助け合うことの大切さや後輩に教える立場になっても、師から教えを請うことがある。そして、分からぬことがあったとき、まず自分で徹底して調べ、その後に先輩に教えてもらうということが、自分を成長させるとの先輩からの言葉は印象的でした。分からぬことがたくさんある自分にとって、一つの向かうべき道を示していただけたような気がいたします。

このような座談会や実務研修・支部研修会などに積極的に参加し、諸先輩方から学び、社労士として少しでも成長できたらと思います。これからもご指導よろしくお願ひいたします。



新支部長・新委員長からの一言

県央支部長 鈴木 悅子

今期、県央支部長を拝命いたしました。不慣れですので、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、宜しくお願ひ致します。会員の皆様のご協力なくしては、県会及び支部の運営はできません。支部研修会の講師や各種相談会の担当など、役員以外の方に広くお願ひすることになります。ご自分のレベルアップにもなりますので、積極的に引き受けください。また、支部会員の懇談等も設けますので、ご意見ご要望等をお寄せください。

この度、県南支部を代表して支部長を仰せつかり、身の引き締まる思いです。そもそも浅学非才な私で務まるものか大変不安ではありますが、経験豊富な先生方にアドバイスを頂きながら、誠心誠意、栃木県会に貢献したい所存でありますので、ご指導を賜りたくお願いを申し上げます。また、県南支部の益々の活性化のために支部会員の皆様にご協力を賜りたく重ねてお願いを申しあげます。任期中、精一杯活動させて頂きます！

県南支部長 田邊 勇輝



左 県南支部長 中 県西支部長
田邊 勇輝 杵渕 徹
中 県北支部長 右 県央支部長
斎藤 学 鈴木 悅子

総務委員長 永島 要吉

これまでに、事業委員会と広報委員会は経験しましたが、総務委員会は今回初めてであり、また、委員長を仰せつかりましたので2年間務めさせていただきます。

総務委員会としては、新入会員との座談会、行政官庁等との事務連絡協議会、図書室の充実、会則と諸規程の見直しをして行きたいと思いますのでご意見・ご要望などありましたらご連絡下さいますようお願いします。

事業委員長 須藤 忠良

この度、事業委員長という大役を拝命いたしました。今まで事業委員の経験はありましたが、委員長となると会全体の研修などの責任が重くのしかかり、長が付く重圧を感じています。これから研修につきましては、できる限りお役に立つよう、そして参加すれば何か一つは得るものがあった、参加して良かったと思われる研修にしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

広報委員長 近能 明正

新体制で、広報委員長を務めさせていただくこととなりました県央支部の近能と申します。前期も広報委員として社労士会の広報活動に携わらせていただきましたが、他の委員の皆様に任せきりの活動でした。

今後は、他の広報委員の皆様と共に社労士という資格の知名度向上の為、とちぎ社労士、ホームページ並びに行政窓口への立札の設置等を図り、社会へより一層PRして行きたいと思います。

県西支部長 杵渕 徹

県西支部長として3期目になります。足利市役所で毎月開催しています「労務なんでも無料相談会」と奇数月に開催しています「情報交換を兼ねた研修会」の継続と充実を図りながら、新しい試みとして足利商工会議所での定期的な「無料労務相談会（仮称）」を実現したいと考えていますので、支部会員の皆様には更なるご協力をお願い申し上げます。

県北支部長を仰せつかりました斎藤です。

以前、一期だけ支部長を務めさせていただきましたが、今回もまた会員の皆様のご理解とご協力を賜りたく、宜しくお願ひ申し上げます。

また、研修会につきましては、実務に即役立つタイムリーな事案を取り上げていく所存でありますので、多くの先生方のご出席をお待ちしております。

県北支部長 斎藤 学

総務委員会だより

☆購入希望図書等（個人では手に入れにくいもの、高価なもの）ございましたら、事務局までご連絡下さい。

☆日常業務、手続等に関し、各行政官庁等への疑問点、改善要望、提案等ございましたら事務局までご連絡下さい。



左 総務委員長 中 事業委員長 右 広報委員長
永島 要吉 須藤 忠良 近能 明正

悪いのは、誰ですか？

県西支部 杵 渕 徹

平成21年の秋頃から平成22年の夏頃にかけて新聞紙上を賑わした「全国建設工事業国民健康保険組合（以下、全建国保）問題」を覚えていますか。最近、無料相談会で事業所さんからあった相談によって、この問題が水面下でジワジワと中小・零細事業所を苦しめていることがわかりました。

● 「全建国保」とは

国民健康保険組合（以下、国保組合）とは、公的医療保険の1つです。自営業者は国民健康保険（以下、国保）に加入するのが原則ですが、例外的に事業主と従業員を合わせて5人以下でその業種の仕事をしている自営業者などは、業種ごとに作られた国保組合に加入することができます。保険料は各個人が支払い、事業主が負担する義務はありません。現在全国で165組合が存在します。

全建国保も国保組合の1つで、建築、造園、鳶など建設関連の28業種に従事しているという加入資格があります。東京都所管ですが全国に59支部あり、家族を含め約21万人が加入しています。

● 「全建国保問題」とは

全建国保の全加入者と家族の約15%にあたる約2万8千人が、無資格なのに加入していたことが発覚しました。例えば、民間企業や公務員などの定年退職者などが、個人で「造園業」などを営んでいると虚偽の申告をして国保よりも保険料が安い全建設国保に加入していたり、40名の従業員を抱える法人の建設会社が、従業員を5名以下のグループに分けて、それぞれ従業員の氏名を使った「○○工業」「××建設」などの架空の事業所名で加入して社会保険（健康保険+厚生年金）の加入と保険料負担を免れていました。

● 遷及して「全建国保」から脱退させられて

無資格であることが発覚しますと、全建国保を脱退しなければなりません。加入時から無資格だとしますと、その時点まで遷及することになりますが、時効の関係で遡れるのは最長で2年間だと考えられます。その場合、過去に支払ってきた保険料は遡って返還されますが、国保や「協会けんぽ」などに遡って加入し、遡った分の保険料を支払う義務が発生します。

定年退職者の場合は、国民年金への加入義務は無くなっていると思われる所以、全建国保から返還された保険料に差額を足して国保に納めれば済みますが、従業員がいる法人事業所の場合はかなり深刻な問題が発生します。

例えば、2年間遡って全建国保から脱退させられると、2年間遡って社会保険（健康保険+厚生年金）に加入することになり、会社は2年間遡って従業員負担分の保険料を徴収し、会社負担分（折半分）と一緒に支払う義務が生じてしまいます。従業員は健康保険と厚生年金の保険料を2年間遡って会社経由で納めることになります。もちろん、従業員にも全建国保から保険料は返還されますし、国民年金を納めていれば厚生年金と重複する期間についての保険料は、やはり返還されることになります（ただし、返還される金額よりも納める金額の方が多くなってしまうと考えられます）。しかし、会社には、遡って返還される保険料はないのに、遡って納めなければならない保険料のみが発生してしまいます。これは中小・零細事業所にとって大変な事態だと推察されます。

● 「厚生年金保険及び健康保険の適用について」

日本年金機構と年金事務所から連名で出された「厚生年金保険及び健康保険の適用について」という文書（平成23年6月30日付）には、全建国保の被保険者証は、平成23年6月30日限りで使用できなくなる旨や、遡及保険料の納付については猶予可能な場合もあるので年金事務所に相談してほしい旨が書かれています。現在の経済情勢では2年間分の遡及保険料を難なく一括で納めることができる中小・零細事業所など皆無だと思われます。「倒産」への決定打となってしまう可能性さえあると思います。年金事務所にしても、新規

適用すると同時に保険料の滞納が発生してしまうので頭の痛い問題だと思います。「旧社会保険庁（現日本年金機構）が、法人に義務づけられている厚生年金と協会けんぽへの加入を徹底させてこなかったため、全建国保で偽装加入が広がった面がある」と国保組合の関係者に指摘されていますが、いくら法人とはいえ中小・零細事業所にとって重過ぎる負担を求めている制度自体にも問題があったのではないかと思います。

* 「朝日新聞」に掲載された一連の記事を参考にさせていただきました。

足利市役所「労務なんでも無料相談会」にて

県西支部 加藤克一

昨年より、ベテランの先輩方とペアを組み、足利市役所の労務相談会に何度か顔を出させていただいております。まだ一人では相談者の悩みを思うように解決させられないものだと、担当のたびに実感しております。簡単ではありますが、先日の相談会を担当した際の感想を書かせていただきます。

相談会当日までの流れとしては、市の広報誌などを見て電話予約した方が、当日の決められた時間にお越しになって相談に至るわけですが、予約の際に相談内容をある程度伺っているので、こちらとしても関連のある新聞記事を持参したり、専門書などを準備したりして臨めるわけです。先日担当した相談者も、10日前には「予約受付票」として私のところにファックスが届き、目を通したのですが次のような相談内容でした。

「現在、週35時間のパート（健保・厚年・雇用保険加入）にて労働中、定年間近の為、週20時間未満のショートパート（同保険なし）に切り替えて継続勤務するつもりだが、不利益などがあれば教えてもらいたい。」との内容とともに、「例えば、この方がショートパートに切り替えて、1年以上経過後に退職した場合、失業給付は受給できるのか？」という問題提起が、ファックスの送信者である県西支部長より添えられておりまして、当日の対応をスムーズにすべく、私もあれこれ調べ始めることになりました。支部長も調べてみるとのことでしたが、私はインターネットにて類似のケースを探してみました。官公庁のホームページや同業の先生方のブログ等で、Q&A形式でわかりやすく解説されていれば参考にと思っていましたが、残念ながら探せませんでした。

そこで…ここからは話がやや脱線してしまいますが、このケースを広くネット利用者に質問してみることにしました（固有名詞はもちろん省き、ニュアンスだけ伝わるように投稿内容に充分注意しております）。すると翌日には回答が2件も寄せられており、うち1件はなんと質問して30分足らずで回答されています（世間を騒がせた例の不正受験問題で悪用された理由がわかる気がします）。さらにもう1件の回答を見ると、私の質問文量の倍ほどの文量で懇切丁寧な解説をされており、おそらく普段から雇用保険に携わっている職業の方なのではと思わせる内容でした（実は社労士試験勉強中の学生かもしれないし、どこかの大学教授かもしれないし、はたまた研修会で顔を合わせている県会の先生かもしれないし、相手の姿が見えないところがネット社会の不気味さでもあります）。回答の内容については、ここでは割愛させていただきますが、2件ともなるほどと頷けるものでした。

さて、ここから話を戻すのは大変な状態になってしまいました。まず、支部長経由の話では、「現在は切り替えの時点で離職票を交付することもできるが、離職の基準日はあくまで切り替え日なので1年経過すると失業給付を受ける権利を失う」とのことでした。そして、いざ相談会当日…現れた相談者は10日間のうちに心境が変わり、すぐに退職することを前提に「残った有給休暇の消化について」「失業後の扶養について」などと質問内容も変更されました。

全ての心配が杞憂に終わるも、どんな状況変化でも臨機応変に対応していかないと感じさせてくれた相談会のひとコマでした。

雇用保険制度の改正について

「雇用保険法及び労働保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律」(平成23年5月20日公布)のうち、23年8月1日施行の改正点は次の通りです。

改正雇用保険法は失業給付の算定基礎となる賃金日額の下限額引き上げなどが主な内容です。

失業等給付の充実 (平成23年8月1日施行)

(1) 賃金日額の引上げ

◆失業者に対する「基本手当」の算定基礎となる「賃金日額」について、直近の賃金分布等をもとに、法定の下限額等を引上げます。

賃金日額および基本手当日額			
	被保険者の種類	賃金日額	基本手当日額
下限	一般被保険者	2,320円 (改正前2,000円)	1,864円 (改正前1,600円)
上限	60歳以上65歳未満	15,020円 (改正前14,540円)	6,777円 (改正前6,543円)
	45歳以上60歳未満	15,730円 (同15,010円)	7,890円 (同7,505円)
	30歳以上45歳未満	14,300円 (同13,650円)	7,170円 (同6,825円)
	30歳未満	12,870円 (同12,290円)	6,455円 (同6,145円)

◆高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更

高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金)は、支給対象月に支払われた賃金の額に上限があります。

この上限額が327,486円から344,209円に改正されます。

(2) 再就職手当等の給付水準引上げ

早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」については、これまでの暫定措置(平成24年3月31日まで)により給付率が引き上げられていたものを、「暫定措置」から「恒久措置」に取り扱いを変更した上で、給付率の異なる引上げを実施

- ・給付日数を1／3以上残して就職した場合：

給付率30%→40%(現在の暫定措置)→50%(恒久化(改正後))

- ・給付日数を2／3以上残して就職した場合：

給付率30%→50%(同上)→60%(同上)

栃木県の最低賃金			
地域別最低賃金		効力発生日 : 平成23年10月1日	
時間額(円)	特定(産業別) 最低賃金 700	700	特定(産業別) 最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。 (一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。)
特定(産業別) 最低賃金 効力発生日 : 平成22年12月31日			
最低賃金の件名	最低賃金 時間額(円)	適用産業	適用除外労働者 (18歳未満又は65歳以上の労働者は 栃木県最低賃金が適用されます。)
塗料製造業	846	E1644 塗料製造業	(1) 雇入れ後3月末満の者であって、 技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 に主として従事する者
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業 (旧 一般機械器具製造業)	789	E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具(建設用ショベルトラック製造業、織維機械製造業(縫製機械製造業を除く。)) E271 事務用機械器具製造業 E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業	(1) 雇入れ後6月末満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・結束・組付けの業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	789	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業(電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) E30 情報通信機械器具製造業	(1) 雇入れ後6月末満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務
自動車・同附属品製造業	793	E311 自動車・同附属品製造業	注1 「自動車・同附属品製造業」においては、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束・組付けの業務 八 目視による部品の(選別又は)検査の業務 二 手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め(又は運搬)の業務 注2 「(選別又は)」及び「(又は運搬)」については、「自動車・同附属品製造業」において除く。
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業 (旧 精密機械器具・医療用計測器製造業)	789	E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。) E274 医療用機械器具・医療用品製造業 E275 光学機械器具・レンズ製造業 E2973 医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。) E323 時計・同部分品製造業	九 目視による部品の(選別又は)検査の業務 二 手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め(又は運搬)の業務 注2 「(選別又は)」及び「(又は運搬)」については、「自動車・同附属品製造業」において除く。
各種商品小売業	755	I56 各種商品小売業 (衣、食、住にわたる各種の商品を小売するが、いずれが主なる販売商品であるかが判別できない小売業)	(1) 雇入れ後3月末満の者であって、 技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 に主として従事する者

* それぞれの産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(L7282)も産業別最低賃金が適用されます。

必ずチェック 最低賃金 使用者も、労働者も。

栃木県の最低賃金が、平成23年10月1日より700円（従前：697円）に改正されました。特定（産業別）最低賃金が適用されないすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用されます。（なお、今回の改正で特定（産業別）最低賃金は変更されていません）

研修会のお知らせ

平成23年11月25日(金) 午後1時30分～5時00分

安全管理研修会

会場：鬼怒川温泉ホテル

平成24年2月2日(木) 午後2時00分～4時15分

倫理研修会

(対象：昭和60年度・平成2年度・7年度・12年度・17年度・22年度登録)

会場：宇都宮市文化会館